

# 令和6年度全国高等学校総合体育大会 宿舎衛生対策実施要領

## 1 趣旨

この実施要領は、「令和6年度全国高等学校総合体育大会佐賀県環境・食品衛生対策要項」に基づき、令和6年度全国高等学校総合体育大会佐賀県実行委員会（以下「県委員会」という。）及び佐賀県が実施する宿舎衛生対策に関して必要な事項を定めるものとする。

## 2 基本方針

- (1) 県委員会は、令和6年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）における宿舎衛生の確保に向けて、選手、監督、大会役員、競技役員、運営役員、補助員、視察員及び報道関係者等（以下「大会参加者」という。）が利用する宿泊施設について、佐賀県健康福祉部生活衛生課（以下「県生活衛生課」という。）及び保健福祉事務所に対し、当該宿泊施設の情報を提供し、宿舎衛生対策の実施を依頼する。
- (2) 県生活衛生課は、県委員会の依頼に基づき、佐賀県旅館ホテル生活衛生同業組合等関係団体の協力を得ながら、保健福祉事務所に必要な監視・指導を指示するなど、効果的に宿舎衛生対策を推進する。
- (3) 保健福祉事務所は、県生活衛生課の指示に基づき、大会参加者が利用する宿泊施設に対し、監視・指導を実施するとともに、県委員会が開催する衛生講習会へ協力し、宿舎衛生の確保を図る。

## 3 実施内容

- (1) 営業宿泊施設の宿舎衛生対策
  - ア 営業宿泊施設の把握  
生活衛生課及び保健福祉事務所は、以下のとおり大会参加者が利用する宿泊施設を把握する。
    - (ア) 県委員会は、令和5年11月末日までに、大会参加者が利用する宿泊施設のうち旅館業法第3条により許可を受けている施設（以下「営業宿泊施設」という。）のリストを管轄する保健福祉事務所に提出する。
    - (イ) 県委員会は、提出日以降に営業宿泊施設の追加・変更があった場合には、速やかに追加・変更内容を提出する。
    - (ウ) 県委員会は、(ア)で各保健福祉事務所に提出した営業宿泊施設のリストの写しをまとめて、県生活衛生課に提出する。
  - イ 衛生上の措置基準  
営業宿泊施設における衛生上の措置基準は、旅館業法関係法令に基づ

く衛生措置基準及び構造設備基準とする。

#### ウ 監視・指導

県生活衛生課及び保健福祉事務所は、以下のとおり営業宿泊施設の監視・指導を行う。

なお、令和5年4月から令和6年6月末までの期間において、SAGA2024 宿舎衛生対策実施要領に基づき対象施設への指導を行い、改善を確認している場合には、改めて立入することを要しない。

(ア) 保健福祉事務所は、大会開催までに、旅館業法関係法令に基づき監視・指導を行い、指摘事項がある場合には、開催日前までに現地確認や改善計画報告書等で改善を確認する。また、貯湯槽又は入浴施設に循環ろ過器を設置する施設には、併せてレジオネラ症防止対策についても指導を実施する。

なお、大会期間中は、営業宿泊施設の衛生水準を勘案し、監視・指導を行う。

#### エ 宿舎衛生講習会

県委員会は、以下のとおり営業宿泊施設の営業者等を対象とする宿舎衛生講習会を大会開催までに実施する。

なお、感染症予防や食品衛生の確保を目的とした講習会と併せて実施することができる。

##### (ア) 講習の内容

- a 施設内及び施設周辺の清掃と衛生害虫等の対策
- b 客室、浴室、脱衣場、便所、洗面所等の衛生管理
- c 入浴施設におけるレジオネラ症防止対策
- d 寝具等の衛生的な管理について
- e 給水、換気及び排水設備の衛生管理
- f ごみ分別容器の設置及び適正なごみ処理

##### (イ) 受講対象者

大会参加者が宿泊する営業宿泊施設の営業者又は管理者

##### (ウ) 講習会の実施方法

令和5年度から大会開催前までに、上記受講対象者が1回以上受講できるよう、日程及び会場の調整を行い、計画的かつ効果的に実施する。

なお、県委員会は、自らが主催する宿泊施設説明会等と上記講習会を併せて実施するなどの協力を行う。

## 4 実施報告

(1) 保健福祉事務所は、監視・指導（SAGA2024 宿舎衛生対策実施要領に基づく監視指導施設と重複する営業宿泊施設も含む。）の実施結果を「宿

舎衛生監視指導実施報告書」(様式第1号)により、令和5年度は3月末日までに、開催年度については大会が開催する2週間前までに県生活衛生課に提出するものとする。

ただし、令和5年度の報告はSAGA2024 宿舎衛生対策実施要領に定める「宿舎衛生監視指導実施報告書」にて代用することができる。

(2) 県生活衛生課は、上記実施報告を令和5年度は年度終了後速やかに、開催年度については大会が開催する1週間前までに県委員会に提出するものとする。

ただし、令和5年度の報告はSAGA2024 宿舎衛生対策実施要領に定める「宿舎衛生監視指導実施報告書」にて代用することができる。

## 5 その他

この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は県委員会と県生活衛生課が協議の上別に定めるものとする。